

## 中小製造業設備資金融資あっせん要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市中心小企業融資あっせん条例（平成7年条例第14号。以下「条例」という。）および秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年規則第5号。以下「規則」という。）に定める資金のうち中小製造業設備資金（以下「設備資金」という。）の融資あっせんに関する運用について必要な事項を定めるものとする。

(融資の資金)

第2条 市長は、当該年度予算の範囲内で取扱金融機関へ融資の資金を預託する。

2 預託は、前年度融資残高額に対応する額と当該年度新規融資あっせん分に対応する額を一括して、年度当初に行うものとする。

3 金融機関は、預託期間満了後（各年度末）に預託元金と利息がある場合は当該利息を合わせた額を市に返済しなければならない。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、次のとおりとする。

株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合  
(融資対象事業者)

第4条 融資対象事業者（以下「事業者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 秋田市で製造業または新聞業、出版業を営む同一業種の事業を1年以上行っている中小企業者

(2) 秋田市で製造小売業（産業分類の中分類57から60までに規定する業種に限る）を営む同一業種の事業を1年以上行っている中小企業者

(3) 秋田市で製造業または製造小売業（産業分類の中分類57から60までに規定する業種に限る）、新聞業、出版業を営む同一業種の事業を1年以上行っている事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合および協業組合

(4) チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者お

よび事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合および協業組合

(5) 次の市税が賦課されている場合、完納している者

ア 市民税

イ 固定資産税

ウ 事業所税

(融資の条件)

第5条 資金使途、貸付限度額、貸付利率、貸付期間、その他の融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 設備資金

(2) 貸付限度額 1億円(総事業費の85%以内)

(3) 貸付利率 年2.75%以下の固定利率(金融機関所定利率)

(4) 貸付期間 10年以内(ただし、1年以内の据置期間を含む。)

(5) 償還方法 元金均等月賦返済

(6) 保証人・担保 取扱金融機関の定めるところによる。

(貸付利率の変更)

第6条 金利情勢の変化等により融資利率の変更が必要なときは、秋田市と取扱金融機関が協議のうえ、変更を決定するものとする。

(利子補給金等)

第7条 市長は、事業者の金利負担の軽減を図るため、取扱金融機関に対して年2.0%の利子補給を行うものとする。ただし、貸付利率が年2.0%未満の場合は、当該貸付利率を利子補給率とする。

2 利子補給金算定期間は、毎年4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までとし、その額は各算定期間における融資平均残高に前項に規定する利子補給率を乗じて得た金額とする。ただし、事業者の返済が滞る等融資条件に違反があった場合は、融資平均残高の算出にあたって、違反のあった月以降の利子計算積数を除外するものとする。

3 取扱金融機関は利子補給金の交付を受けようとするときは、4月1日から9月30日分については10月15日までに、10月1日から翌年3月

31日分については3月31日までに、それぞれ利子補給金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合において適当と認められるときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付するものとする。

5 市長は、必要と認めるときは取扱金融機関に対して利子補給に関する書類の提出を求めることができる。

(利子補給金の交付取消し等)

第8条 市長は、融資を受けた事業者が融資条件に違反したと認めるときは、違反した月以降の利子補給金の交付を取り消すことができる。

2 取扱金融機関は、前項の規定による取消しがあったときは、それ以降の事業者への融資に係る利率は、貸付当初の利率とするものとする。

3 第1項の場合において、取扱金融機関が補助金を既に受領している場合は、市長は、取扱金融機関に対し、当該補助金の返還を請求することができるものとする。

(申請手続)

第9条 融資あっせんを受けようとする事業者は、融資あっせん申請書(様式第2号)に事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請にあたっての添付書類は次のとおりとする。

(1) 最近1期分の決算書(個人の場合は過去1年間の所得税確定申告書)

(2) 会社案内

(3) 製品パンフレット

(4) 会社定款(写し)

(5) 法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)

(6) 市税に未納がない証明書(申請月に発行されたもの)

(7) 導入設備のカタログ、設計書、見積書

(8) 設備投資計画対象工場等の位置図

(9) 設備投資実行前の写真

(10) その他市長が必要と認めるもの

(融資あっせんの決定等)

第10条 市長は、融資あっせんの申請を受理したときは、速やかにその内

容を審査し、可否を決定し、その旨を申請者に通知（様式第3号の1又は様式第3号の2）することとし、融資あっせんを行う場合は、その旨を取扱金融機関に通知（様式第4号）するものとする。

（融資の申請）

第11条 融資を受けようとする事業者は、融資あっせん決定後、取扱金融機関に対し、融資申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（融資決定通知）

第12条 取扱金融機関は、融資の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、その旨を申請者に通知（様式第6号）するとともに、市長へ通知（様式第7号）するものとする。

（融資の実行）

第13条 取扱金融機関は、設備投資完了後、事業者に対して融資するものとする。

（設備投資完了届）

第14条 融資決定を受けた事業者は、設備投資の完了後直ちに設備投資完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、設備投資完了届を受理し、設備投資の完了を確認したときは、直ちに取扱金融機関に通知（様式第9号）するものとする。

（中止等の届出）

第15条 取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、遅滞なく、利子補給金中止（廃止）届を提出することにより、届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた者が融資にかかる支払い債務の全部もしくは一部を履行しなかった場合又は債務の履行が遅れた場合
- (2) 虚偽の申請により融資を受けたことが判明した場合
- (3) 繰上げ償還等により返済条件が当初からの約定から変更された場合
- (4) 要綱に定める対象資金の要件等と異なることとなった場合
- (5) その他取扱金融機関が融資を取りやめることとなった場合

2 前項各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給期間については、第7条第2項に定めるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 12 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 7 年 10 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業設備資金融資要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の中小製造業

設備資金融資要綱に基づき、当該融資のあっせん決定済みの者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに、この要綱による改正前の中小製造業設備資金融資要綱の各規定に基づき、提出又は通知された様式については、この要綱による改正後の中小製造業設備資金融資要綱の各規定に基づき、提出又は通知された様式とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに、この要綱による改正前の中小製造業設備資金融資要綱の規定に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに、この要綱による改正前の中小製造業設備資金融資要綱の規定に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の中小製造業設備資金融資あっせん要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受け

ている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。